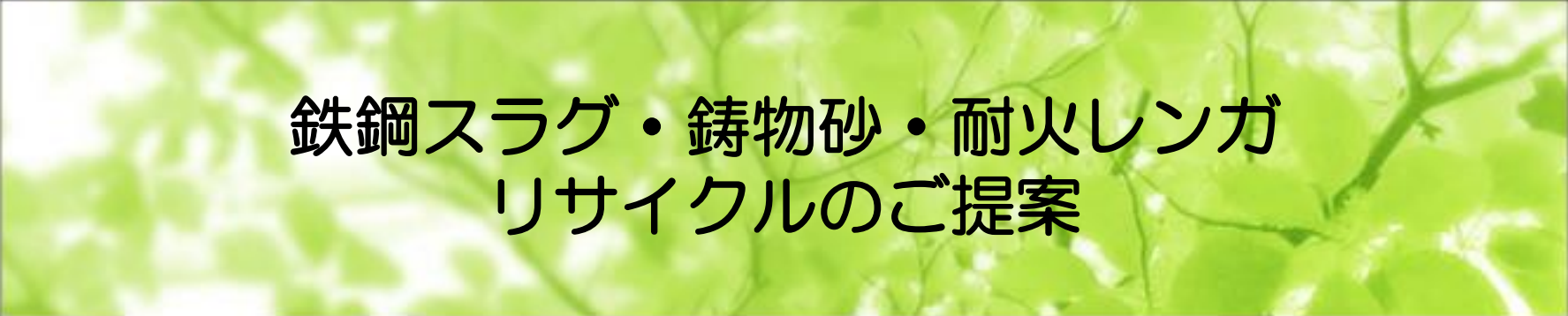



排出事業者 様



鉄鋼スラグ・鋳物砂・耐火レンガ  
リサイクルのご提案



アサヒコーポレーション株式会社

# アサヒコーポレーションとは

当社は、1914年創業の総合物流会社です。石炭（国内産）の沿岸荷役と運送からスタートし、その後、石炭の斜陽化に伴い、荷捌き・保管商品はホタル石やマンガ  
ン鉱石等を経て、現在では合金鉄・チタンスラグなどを取り扱っております。

また、『船からの陸揚げ→トラックスケール(計量)→横持(トラック運送)→入庫  
→通関→保管(保税倉庫)→倉庫内での付帯作業(粉碎・篩分・袋詰)→配達(製鋼  
会社・他の需要家)』の全ての作業を各商社様やメーカー様から受注しております。

さらに、合金鉄クラッシング作業で培ったノウハウを基に、建築廃材として排出  
されるがれき類(コンクリートがら等)や製鋼時に排出される鉱さい(鉄鋼スラグ、  
鋳物砂等)、炉に使用されるガラス陶磁器くず(耐火レンガ等)のリサイクルを通じ  
て、お客様のリサイクル率向上のお手伝いをさせて頂いております。

## <鉱さいとは>

鉱さいとは、電気炉または高炉を用いた製鉄工程で除去される不純物「スラグ」や、  
鋳造製品の鋳型として使われた「鋳物砂」などを指します。リサイクルの方法としては、  
再生砕石として道路などの素材である路盤材や、セメント原料に再生されています。

(鉱さいの具体例) 高炉・転炉・電炉等のスラグ(残さい)、ボタ、不良石炭、粉炭かす、  
鋳じん、廃鋳物砂、アルミドロスなど

# リサイクルの三大メリット

## ①コストダウン<埋立処理(フェニックス) よりトン平均3割以上安い料金で提供可能 >

当社は産業廃棄物の中間処理会社であるため、排出企業様と直接お取引させて頂くことで、中間マージンを掛けずにコストダウンを実現するとともに、高い透明性を確保しておりますので、お互いに安心・安定した関係を築くことが可能です。

## ②リスクヘッジ

ここ数年、排出事業者様から処理事業者の複数契約でリスクを分散したい問い合わせが増加しています。当社では、もしものトラブル（埋立処理場が受入完了すれば受入中止、既存の処理業者での受入不可、既存処理先の値上げ等）に対して、排出企業様に既存の処理業者以外での処理会社の確保を提案させて頂いており、小ロットから（例10t）でも受入させて頂いております。

## ③CSR推進

当社は、お客様の社内での3R（リデュース・リユース・リサイクル）活動だけではなく、ゼロエミッションを推進し、循環型社会形成に貢献するお手伝いをさせて頂いております。また、当社はISO9001・14001を取得しており、産業廃棄物を中間処理する際も環境負荷低減を徹底しております。

## 当社と埋立処分場（フェニックス）との比較

	アサヒコーポレーション	埋立処分場(フェニックス)
リサイクル率	100%リサイクル (再生路盤材や埋戻し材として販売)	最終処分(埋立のため地球環境に負荷)
処理能力	長年のクラッシング技術あり。(1,200t/日)	埋め立て処理
受入体制・優位性	臨港地区に位置し、船による大量受入も可能	トラックによる受入のみ
今後見通し	建設現場の埋戻し材として様々な現場に販売しており、永続的に受け入れ可能。リスク分散に貢献。	埋立容量が一杯になれば受け入れ不可
法令順守	大阪市港湾局・大阪市環境局指導のもと コンプライアンス遵守	-
透明性	常時プラント見学受付可能	埋立のみで見学は基本的に不可
ISO	ISO14001・9001取得済(2015年度版対応済)	-
行政(公共機関)	大阪市優良モデルプラントに推奨。行政指導なし。 再生路盤材は「大阪府認定リサイクル製品」に登録	-
お客様からの要望への対応	担当営業が直ちに伺い提案・解決に取り組みます	資本が公的機関のため要望に取り組みせず

# リサイクルフロー



排出企業様

鉍さい(鉄鋼スラグ・鑄物砂)・ガラスくず(耐火レンガなど)排出

収集運搬業者



中間処理業者



販売

運搬

販売

## <廃棄物受入>

プラントにて破砕処理し、異物除去、粒度調整などを行い、RC-40(再生砕石)や再生路盤材などを製造。



RC-40は主に、建築現場等の埋戻し材や道路工事の下層路盤材として販売。公共事業などにも使用されます。



鉄鋼スラグ・鑄物砂などは土地の造成などに使用されます。

# 大阪府認定リサイクル製品（再生路盤材）

弊社にて受入した鉄鋼スラグ・鋳物砂から製造される再生路盤材は平成30年3月に「大阪府認定リサイクル製品」に認定されました。

※大阪府のパンフレットにも掲載



**大阪府認定リサイクル製品  
認定証**

大阪市港区弁天一丁目2番1号ORC200 オフィスタワー16階  
アサヒコーポレーション株式会社  
代表取締役社長 太田 泰裕 様

大阪府循環型社会形成推進条例第12条に基づき、下記のとおり  
大阪府認定リサイクル製品として認定します。

平成30年3月1日

大阪府知事 松井 一郎



品目名	IT 再生材料を使用した土木・建築用製品
認定番号・製品名	172070 再生路盤材
認定の区分	第1区分
認定の有効期限	平成30年3月1日から平成33年2月28日まで
認定書の書換えの履歴	平成30年3月1日 認定日

(注) 1. 認定要綱第9条第1項に該当する場合は、認定の効力を失効します。  
2. 認定を受けた者は認定要綱第10条第1項から第3項に掲げる義務を遵守すること。








**認定番号 172070・再生路盤材**

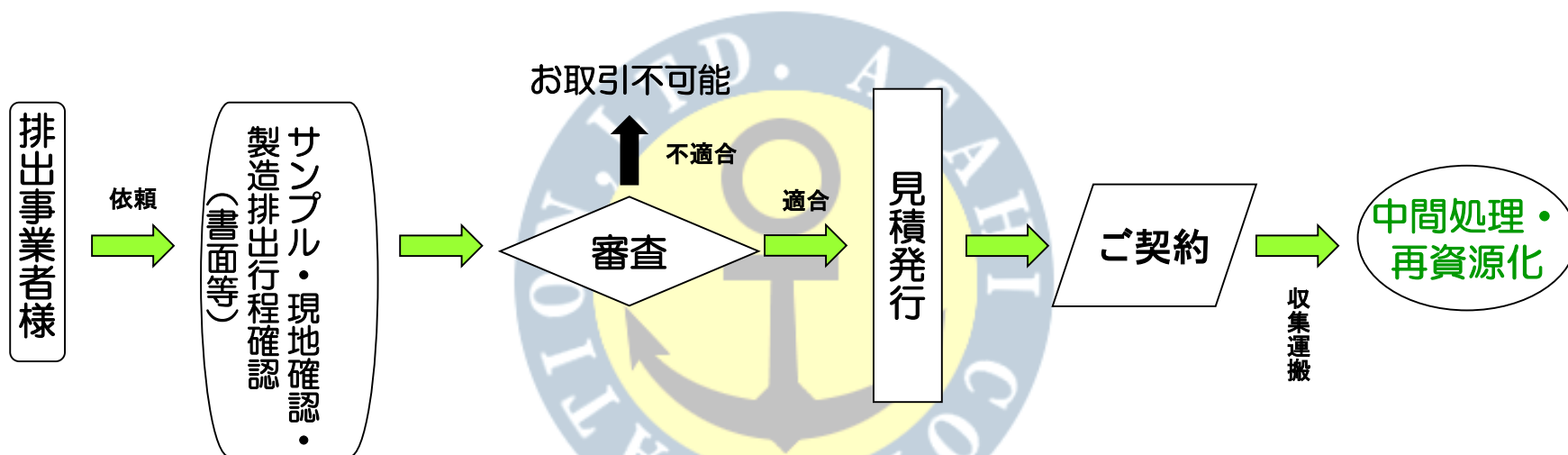


8 9 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 1 1 2 3 4

- 埋め戻し材などに使用する路盤材
- 鋳物用の型枠に使用した砂などをリサイクル

製造者：アサヒコーポレーション株式会社

# 契約から搬入までのフロー

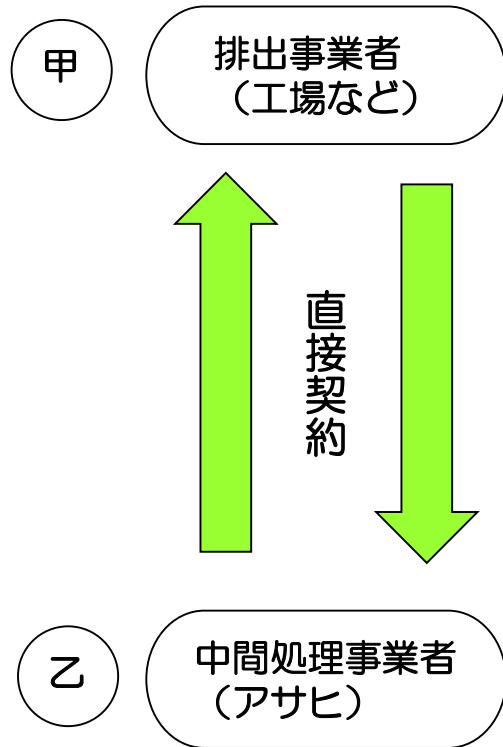


ご用意頂きたいもの：

- ・鉄鋼スラグ、鋳物砂、耐火レンガなどのサンプル
- ・分析表（溶出・含有）

# 契約のフロー

< 契約書（2社契約） >



+

（仲介事業者様が入る場合）

< 料金支払いに関する覚書 >





# 契約書・覚書の形式

## ＜契約書＞

標準様式2  
産業廃棄物処分委託基本契約書

収入  
印紙

排出事業者：\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）と、  
処分業者：\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、  
甲の事業場：\_\_\_\_\_から排出される産業廃棄物の  
処分に関して次のとおり基本契約を締結する。

第1条（法の遵守）  
甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）  
1.（乙の事業範囲）  
乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本覚書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにかつその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本覚書に添付する。

◎ 処分に関する事業範囲

〔産業〕	〔特管〕
許可都道府県・政令市：_____	許可都道府県・政令市：_____
許可の有効期限：_____	許可の有効期限：_____
事業区分：_____	事業区分：_____
産業廃棄物の種類：_____	産業廃棄物の種類：_____
許可の条件：_____	許可の条件：_____
許可番号：_____	許可番号：_____

2. 委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価  
甲が、乙に処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び処分単価は、次のとおりとする。

種類	_____	_____
数量	_____	_____
単価	_____	_____

## ＜料金支払いに関する覚書＞

収入  
印紙

覚書

排出事業者 \_\_\_\_\_（以下「甲」という。）と  
処分業者 \_\_\_\_\_（以下「乙」という。）と、  
業務管理業者 \_\_\_\_\_（以下「丙」という。）とは、  
甲・乙間にて \_\_\_\_\_年 月 日付にて締結した産業廃棄物処理委託契約書（以下「原契約」という。）第2条第2項に定めた産業廃棄物の収集運搬業務に関する報酬（以下「処分報酬」という。）について、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

第1条 乙は、丙を代理人と定め、処分報酬の請求、受領に関する権限を丙に委任し、丙はこれを受任する。

第2条 丙は、処分報酬を毎月末日で締め、甲に請求するものとし、甲は丙の請求に基づき処分報酬を乙に支払う。  
2. 丙は甲から受領した処分報酬を、乙丙間で定める支払条件に基づき、一切の責任をもって乙に支払うものとする。  
3. 第1項による甲の丙に対する処分報酬の支払完了をもって、原契約に基づく甲の乙に対する支払債務は履行されたものとする。

第3条 甲、乙、丙は、次の各号に定める事項を確認した。  
① 乙は処分報酬の請求にあたり、消費税込みの金額を丙に請求する。  
② 原契約第2条第2項に定める処分報酬に係る単価について、経済情勢の変動等により不相当となった時は、甲・乙・丙の協議によりこれを改定する事ができる。

第4条 本覚書の有効期限は、締結日から、乙丙がそれぞれ処分報酬の全額を受領するまでとする。

第5条 本覚書に定めのない事項、並びに本覚書の各条項において疑義の生じた事項については、甲・乙・丙が誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

この覚書の成立を証する為に本書1通を作成し、各々記名押印のうえ、甲が保有し、乙及び丙はこの写し（複写機によるコピー）を保有する。

年 月 日

甲：  
乙：  
丙：

# リサイクル例（1）

## 大手電気炉メーカー様

### <きっかけ>

当初、大阪府内の処理業者にて全量処分しておりましたが、会社として1社に全量を任せることが「もしも・・・」の時を考えると不安であるため、弊社を処理会社として参入許可を頂きました。

### <アサヒで処理を始めて・・・>

- ①既存の処理業者が臨時休業になることが多い時には、弊社に処理を任せて頂いたことで、社内の産業廃棄物保管場所の円滑な運用ができるようになりました。さらに、2社に処理を委託することによって、リスクの細分化が可能になり、社内的に産業廃棄物の処分で悩むことはなくなりました。
- ②コストダウンを達成しました。（平均約20%）
- ③ISOの評価ポイントがアップしました。

## リサイクル例（2）

### 大手電気炉メーカー様

#### <きっかけ>

当初、埋立処分場（フェニックス）にて全量埋立処分を行っていましたが、社内的にゼロエミッション達成のためリサイクルを推進したことや、CSR面（社会的責任）を担う企業として埋立処分という処分方法に疑問を持ち、リサイクルに力を入れることになりました。

#### <アサヒからのご提案>

全量からではなく、少量からのリサイクルご提案をさせて頂きました。当社でのリサイクルが円滑に行われているかを確認された上で、ご納得頂ければ、処理量を徐々に増やしてはいかがですかとご提案。現在では全量を弊社にてリサイクルしております。



# 鉄鋼スラグ・鉍さい・耐火レンガ リサイクル実績

## <受入実績>

企業名	住所	処理内容	企業名	住所	処理内容
K製鋼所	茨木市	鉍さい	M金属工業	豊川市	鉍さい
K製鋼	岸和田市	鉍さい・レンガ	N軽金属	京都府	鉍さい
K<阪神工場・尼崎工場>	尼崎市	鉍さい・セメントさい	O特殊製鋼	大阪市	鋳物砂
K<恩加島工場>	大阪市	鋳物砂	K発動機	神戸市	鉍さい
K鐵工所<加賀屋工場>	大阪市	鉍さい・鋳物砂・耐火レンガ	N製鋼所	大阪市	還元さい 耐火レンガ
K鐵工所<堺工場>	堺市	鋳物砂・耐火レンガ	F化学	広島市	鉍さい
Y	河内長野市	鋳物砂	K	姫路市	鉍さい
S製鐵<堺工場>	堺市	鉍さい	A鋳鉄所	福知山市	鋳物砂

等多数メーカー様

## <再生砕石（RC-40）販売実績>

2018年販売実績(抜粋)	2019年販売実績(抜粋)
港区天保山運河東岸堤防工事(その12)【擁壁工事・撤去工事】	大阪港労働公共職業安定所ブロック塀改修工事
旧 大阪税関北島宿舎解体撤去工事	大阪市此花区伝法住宅2号館建設工事
大阪府警察大阪市城東区2単身寮撤去工事	駐大阪大韓民国総領事館庁舎解体撤去工事
一級河川 安治川(旧淀川)防潮堤補強工事	大阪市北野海老江下水道幹線建設工事
工業用水導水施設撤去工事-2 他多数	NTT内本町ビル解体工事 他多数

# アサヒ北港資源化センター



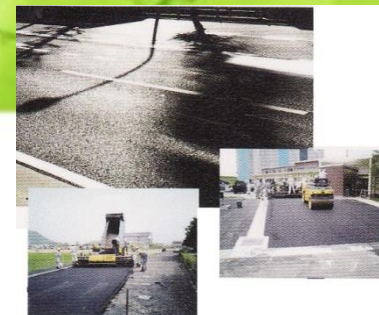
鉍さい



選別・破碎



再資源化



下層路盤材

一部の鉄鋼スラグ・鋳物砂及び耐火レンガは、ほとんどが埋立処理をされるなどリサイクルしにくいものと思われませんが、弊社では中間処理（プラントにて選別・破碎などの適正処理）後、再生下層路盤材として再利用出来るようにしております。主にRC-40（サイズ0mm～40mm）・再生路盤材（自社規格）として粒度調整し製品化しております。また、受入廃棄物の適正処理を推進するために、監視カメラを設置し、積載物の量や形状などをチェックしています。弊社は関西圏の各製鋼メーカーに副原料となる合金鉄などを粉碎加工及び保管納入しており、鉄鋼スラグ・鋳物砂・耐火レンガなどの産業廃棄物収集運搬も承っております。



アサヒプラント

所在地	大阪市此花区梅町2-1-60		
保管面積	上屋・野積倉庫合計	24,731m <sup>2</sup> (約7,494坪)	
	上屋倉庫	・・・	10,401m <sup>2</sup> (約3,152坪)
	野積倉庫	・・・	14,330m <sup>2</sup> (約4,342坪)
処理能力	1,200 t / 日	月間受入許容量	36,000 t / 月
処理実績	がれき類 76,442t / 年 (2019年実績)		
	鉍さい・耐火煉瓦・鋳物砂 29,822 t / 年 (2019年実績)		

# 許認可免許・設備

通関業許可	財務省大阪税関長許可 第94号
保税蔵置場許可	財務省大阪税関長許可 調保指令第22号・23号・24号
倉庫業許可	国土交通大臣許可 港倉第24号 第1742号
自動車運送業許可	国土交通省近畿運輸局長許可 大 第4147号
港湾荷役事業許可(沿岸荷役限定)	国土交通省近畿運輸局長許可 近運港第267号 (関連会社:朝日クレーン株式会社)
自動車運送取扱業許可	国土交通省近畿運輸局長許可 大 第3296号 取扱業の種別 : 自動車運送取扱業、自動車運送代弁業、自動車運送利用業
公認計量業許可	大阪府知事許可 大 第620号 (関連会社:旭運輸株式会社)
道具商(古物商)許可	大阪府公安委員会許可 第621051900859号
廃棄物再生事業者	大阪府知事許可 第432号
産業廃棄物処理業許可	大阪市産業廃棄物処理許可No.第6620102459号 事業の区分:中間処理 許可の有効年月日:平成33年5月14日 処理品目 : がれき類・鉱さい・ガラス陶磁器くず・金属くず 中間処理方法 : 破碎 処理能力 : 1,200t/日
ISO取得状況	ISO14001(MSA-ES-845:2015年度版対応済)、ISO9001(MSA-QS-3729:2015年度版対応済)

## <設備概要>

4.5颯GB付ジブクレーン	1基
デジタルトラックスケール(3.5m×15m)	60颯秤(大阪府公認)
鉱磁石クラッシャー機械プラント	4基
コンクリートガラクラッシャー機械プラント	1基
圧縮梱包機(50颯・25颯)	各1基
大型車両・ショベルローダ・フォークリフト	常備

## ◆産業廃棄物収集運搬業許可一覧

◎:積み替え保管を含む ○:積み替え保管を含まない

許可自治体	許可番号	許可品目													許可期限日							
		燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動物系固形不要物	動・植物性残渣	ゴムくず	金属くず		ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	鉱さい	がれき類	動物のふん尿	動物の死体	ばいじん	
大阪府	2700102459						○	○	○	○			○	○	○	○	○	○				平成37年3月16日
兵庫県	02803102459													○	○	○	○	○				令和6年7月2日

# 会社概要

社名	アサヒコーポレーション 株式会社
代表取締役会長	太田 裕史
代表取締役社長	太田 泰裕
所在地	■本社：大阪市港区弁天1-2-1 ORC200オフィスタワー16階 TEL 06(6573)3631 FAX 06(6573)3635 ■北港支店：大阪市此花区梅町2-1-60 TEL 06(6468)1551 FAX 06(6468)2175 ■北港資源化センター：大阪市此花区梅町2-1-60 TEL 06(6468)5566 FAX 06(6468)2233
創業	大正3年(1914年)5月 ※創業105年を迎えました
法人設立	昭和28年(1953年)11月21日
資本金	3,000万円
事業内容	通関業・倉庫業(保税蔵置場)・陸運業・港湾荷役業・不要プラスチック売買業・ 公認計量業(関連会社:旭運輸株)・クラッシング加工業・産業廃棄物収集運搬業・産業廃棄物中間処理業・ 資源リサイクル業(がれき類、鋳さい、ガラスくず、金属くず)
加盟団体	(財)日本関税協会 (社)日本通関業連合会 大阪通関業会 (社)大阪港振興協会 (社)大阪倉庫協会 (社)大阪府トラック協会 (社)大阪商工会議所 (社)全国産業資源循環連合会 (社)大阪府産業資源循環協会 ほか